

令和7年



9月 健やか子育てだより

大田区保育サービス課
保育園看護師

今月のテーマ

正しい自転車の乗り方

自転車を移動手段としている方は多いと思います。正しい自転車の乗り方を知り、事故防止に努めましょう。



自転車に乗るときは、大人も子どももヘルメットをかぶりましょう

令和5年4月1日から、すべての自転車利用者に乗用ヘルメットの着用が努力義務になりました。

*道路交通法第63条の11

自転車事故で亡くなる人は頭部損傷によるものが最も多くなっています。



ながらスマホは危険です!絶対にやめましょう

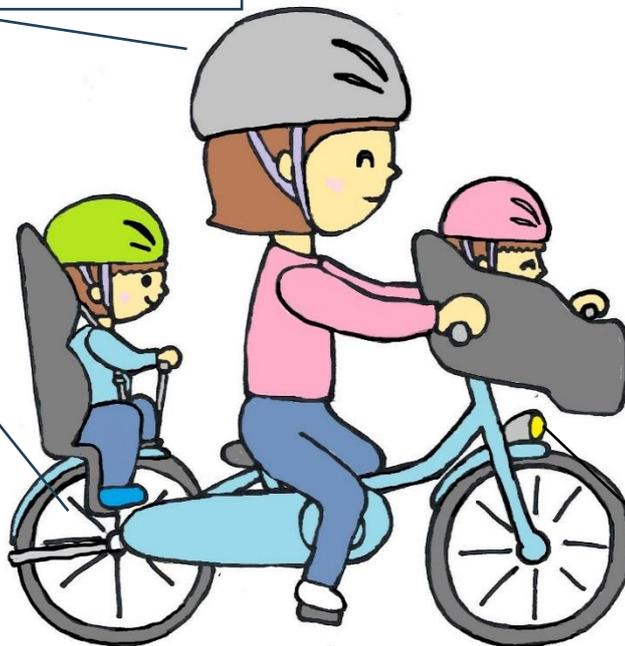
スマートフォンを操作しているときは視野が極端に狭くなり、周囲の危険に気づきにくくなります。

歩行者同士の接触や、車両運転中であれば大事故を引き起こすことにつながります。



自転車に乗せた子どもの足が後輪に巻き込まれないように注意しましょう

後輪へのスカート等の巻き込みを防止するドレスガードを設置すると足の巻き込み防止に有効です。



抱っこひもで子どもを前抱っこしながら運転することは道路交通法違反です

おんぶをしても走行中の死亡事故が発生しているので、できるだけ避けるようにしましょう。



子ども乗せ自転車の転倒防止

子どもを2人乗せる時は転倒防止のため、「乗せる時は、後部座席から前部座席」、「降ろす時は、前部座席から後部座席」の順番を守りましょう。



夜間は必ずライトを点灯する

無灯火は、他から自転車が見えにくくなるので非常に危険です。安全のため、夜間はライトを点灯し、反射器材を備えた自転車を運転しましょう。



短時間でも自転車から離れる際には、子どもを自転車から降ろしましょう

自転車が倒れると、大きなケガや事故につながります。また、盗難防止のため、忘れずに鍵をかけましょう。

出典：大田区ホームページ「交通ルール・マナーについて」

<https://www.city.ota.tokyo.jp/seikatsu/sumaimachinami/kotsuanzen/rulemanner/index.html>

子ども家庭庁「子どもを事故から守る!事故防止ハンドブック」

<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety-actions/handbook/content-5> を加工して作成

警視庁自転車安全利用五則